

川通り餅について

——現代広島が見失ってしまった記憶と歴史——

中 道 豪 一

(受付 2021年10月25日)

1. はじめに

現在、広島県広島市を中心とする地域において「川通り餅」といえば、株式会社亀屋（広島市東区）が製造・販売する川通り餅を想起する者が多い。亀屋の川通り餅は、胡桃を加えた求肥にきな粉をまぶした和菓子で、デパート・百貨店・駅・空港をはじめとする様々な施設で1年を通し容易に購入することができる。しかしこの亀屋の川通り餅が、旧来広島に存在していた川通り餅をアレンジした新型もしくは改良型川通り餅であることを知る人は少なく、元々の川通り餅が小豆を用いた餅であった事実や、旧暦12月1日に食べる風習があった事実を知る人はさらに少ない。



また川通り餅の起源とされる、奇瑞を起こした霊石や関連する伝承についても、現在一般に流通・認識されるものと異なる事実が指摘されているが、これも周知されているとは言い難い。例えば奇瑞を起こした霊石として安芸高田市歴史民俗博物館に展示される鏡石だが、明治期に霊石がもう一つ存在することが示されているにも関わらず、そうした指摘は等閑視され現在に至っている。さらに全国各地に存在する、旧暦12月1日に水難を避けるため餅を食べる乙子の餅等の風習との関係は古くから指摘されている事実だが、こうした文化的背景も見逃され川通り餅が語られているのが広島の現状といえる。

本稿は民俗宗教研究の観点から川通り餅について考察を進めるが、上記経緯を踏まえ考察を進めるにあたり、川通り餅に関連する伝承や諸文献（『国郡志御用二付下調書出帳』『芸藩通志』『知新集』など）を丁寧に確認することを意識した。そして熊見曲水（定次郎）や及川大溪（儀右衛門）らの先行研究における指摘や課題を確認し考察を加えることで、現代に至るまでのおおまかな沿革を描き出せた点が特徴である。

2. 川通り餅について

現在の広島市において、川通り餅は食品名として一般に認識されているが、小都勇二¹が「12月朔日高田郡吉田，広島，山口県萩市など毛利氏ゆかりの地で行われた年中行事」²と説明するように、歴史的には年中行事としても認識されていること、そしてそれらが毛利氏に由来すると認識されていることを押さえておく必要がある。まず令和3（2021）年現在、川通り餅を製造・販売している亀屋が、自社ホームページに掲載している由来を確認してみよう。

毛利氏は大江広元の子孫と伝えられ、相模（神奈川県）におこり、南北朝時代に安芸国に移り、元就のときに大きく飛躍しました。正平5年（西暦1350年）、元就の祖先である師親が、石見の国の佐波善四郎との戦いで、江の川を渡ろうとしたとき、水面に小石が浮かび上がり、鎧に引っかかりました。師親はそのまま戦い、大勝利になりました。これは神の助けに違いないと、小石を持ち帰り宮崎八幡宮に奉納しました。師親がおさめる安芸国吉田の庄では、これを祝って、餅を小石に見立てて食べる風習が生まれ、この餅は「川通り餅」と呼ばれるようになりました。元就の孫にあたる輝元が広島城に移ると、この風習は広島に広がりしました。（参考：芸藩通志 芸備今昔話）³

川の水面に小石が浮かび鎧に引っかかるという奇瑞の後、戦に勝利できたので、その石に見立てた餅を食べる。そして奇瑞は「川」を「通」っている最中に起こったので餅に「川通り」の名を冠するという、たいへんわかりやすいエピソードである。続いて亀屋が参考文献として挙げる『芸藩通志』の該当箇所を下に挙げる。

十二月朔日 市井の人、餅を食ふ、郡民もまた或はしかず、これを川通り餅と称す。或は膝塗餅といふ これを食へは、水を涉りて倒れずといへり。

高田郡俗伝、貞治五年十二月朔日、毛利師親石見国の戦に、江の川を渡る時、石一つ帯に止る、先登して戦ひ利あり、因りて神異なりとして石を八幡の神殿に納む、これよりして、毎年此日を賀し、餅を石にたゞへて川通り餅と称す、遂に通藩の風となるといへり⁴

『芸藩通志』の記述と比較すると、亀屋の説明にはいくつかの省かれている点を確認できる。それが「これを食へは、水を涉りて倒れず」という記述に付随する水難除けの信仰、毛利師親が戦に勝利したのが旧暦12月1日なので年中行事もその日取りで行うこと、さらには川通り餅が膝塗餅とも呼ばれていることである。その一方、故事を構成する主要要素「毛利

師親が江の川を渡ろうとした際に接触してきた小石に由来すること」、「その石が神社に奉納されたこと」、「餅をその石に見立てて食べるといった風習が広島で広まったこと」等の記述は『芸藩通志』と同じだが、これらの異同は川通り餅の沿革と現状を考える際に重要な視点となるため、のちに詳述する。

なお川通り餅そのものから少し離れるが、亀屋の説明が『芸藩通志』の記述と異なる点として、戦の年についても触れておきたい。『芸藩通志』は俗云として年貞治5（1366）年とされる戦の年が、亀屋ホームページでは正平5（1350）年と記されていることが確認できる。これは熊見定次郎（曲水）が指摘した、『温故私記』に依拠すると思われる誤りを修正したものである⁵。『温故私記』は毛利元就の初陣から、文禄4（1561）年の秀元の婚礼に至るまでの80年間を描いた江戸時代前期に著された軍記物だが、熊見は『芸藩通志』の俗云はこの『温故私記』の記述に依拠した誤りではないかと指摘する。そして正確な戦の年を『太平記』や『宮崎八幡宮由来記』などの史料に記載される正平5（1350）年、観応元（1350）年と考えているのである。『高田郡誌』『高田郡史』などの著作物もその認識を継承しており、亀屋のホームページもその延長線上にあることが確認できる⁶。

ところで参考として挙げる『芸藩通志』とは文政8（1825）年に広島藩が完成させた領内の地誌のことだが、それ以前の文献にも川通り餅の姿を確認することができる。それが『芸藩通志』編纂のため藩内各村から提出させた報告書の一つ『国郡志御用ニ付下調書出帳』⁷（吉田村）である。当該史料の「風俗并年中行事」の項を確認しよう。

十二月朔日 川とふり餅と称し家毎に餅を食是を食すれば水難を除くといふ
毛利少輔太郎石州江の川先陣之刻高名被為在月日なるかゆへ餅をいはふともいふ⁸

表記が「川とふり餅」となっているが、説明内容から川通り餅と判じることができ、このことから現時点で広島県における川通り餅の文献上の初出は『国郡志御用ニ付下調書出帳』（吉田村）と考えることができる。これに続き川通り餅の元となった霊石の記述にも触れておく。同文献の「奇事之部 霊石」の項を以下に挙げる。

一、霊石

観応元年に石見国佐波善四郎為退治高師泰下向之刻毛利師親江の川先陣たりし時に石一つ浮上りて師親の鎧にかゝる何心なく取捨けるに終に三度に及びぬればは皆は八幡宮の奇瑞なりとて彼石を懐にしてなんなく江河を一番に打渡し敵城三ヶ所を攻落しぬ抜群の軍功あり仍て吉田庄三千貫を賜ふ由陰徳太平記に見へたり
右霊石は御神体と一緒に八幡社に納奉る委は相合村より書出す⁹

『芸藩通志』の「石が1つ帯にとまった」に比べ「石が1つ浮かび上がり鏡にあたる」ことが3度続いた」という記述の差異や、先述した年号の異なりはあるものの、話の大筋は共通していることが分かる。なお『国郡志御用ニ付下調書出帳』（吉田村）霊石の項にある「八幡宮」とは、亀屋のホームページにある「宮崎八幡宮」、『芸藩通志』の「八幡の神殿」のことで現在の宮崎神社（広島県安芸高田市吉田町相合261）を指すと考えられる。『国郡志御用ニ付下調書出帳』（吉田村）が「右霊石は御神体と一緒に八幡社に納奉る委は相合村より書出す」と記載する相合村の記述部分には、戦に勝利した師親の先祖であり芸州吉田庄山田村二百貫を賜った時親が関東の宮崎神社を信仰していたので、奇瑞を起こした霊石も関東から勧請した宮崎神社に奉納したということが記されているが、その元となっている『国郡志御用ニ付下調書出帳』（相合村）の八幡宮の項を以下に挙げる。



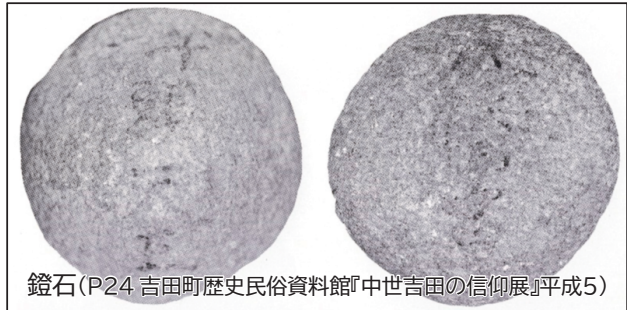
此社者観応年中相模国宮崎より毛利家御勧請の由其故は毛利家之先祖修理亮時親芸州吉田庄山田村二百貫を賜り今之小原村に下向其後石州佐和善四郎退治の刻方角なりとて時親入道了禪之孫備中守師親（後少輔太郎元春と改名）先陣被仰付石州江の川先陣有此時当社八幡宮霊石之奇瑞御座候而拔群之軍功御座候故其恩賞に吉田庄一円に知行被仰付初而郡山に移住、陰徳記には時親初而郡山に城を築とあり当社御信仰の故右之霊石をも一緒に玉殿に納め干今相伝居申候¹⁰

なお霊石を奉納した神社については勧請した宮崎八幡宮ではなく、郷里相模國の宮崎八幡宮の神殿に納めたとする『高田郡誌』の記述もある。ちなみに勧請された宮崎神社については吉田町歴史民俗資料館『中世吉田の信仰展——鏡像・懸仏をめぐる宮崎神社の文化財——』（吉田町歴史民俗資料館 平成5）の解説・略年譜に記載がある。

さて奇瑞をもたらしたとされる霊石だが、現在は安芸高田市歴史民俗博物館に鏡石として、納箱と「霊石略記」（嘉永五壬子秋八月吉日 大宮司従五位加賀守藤原朝臣上超謹書）の板と共に展示されている。石は直径6.5～6.8 cm、重さ271 g¹¹で、表面には「八幡宮」、裏面には「牛頭天王」の墨書が見え、この墨書は師親が奉納する際のものだと伝えられている。

ちなみに元々は宮崎神社に奉納され、現在は安芸高田市歴史民俗博物館で展示される鏡石と称される霊石だが「御承知 川通り餅由来記」（『吉田温故』第22号 昭和12）や及川

大溪『芸備の伝承』（国書刊行会昭和48）によると清神社に存在した時期があるとの記録がある¹²。この靈石については、その他にも検討すべき課題があるが、それは「3・川通り餅についての考察Ⅰ——靈石について——」で後述する。



ここまで伝承の中心となる現安芸高田市の事例を確認してきたが、それに続き広島県内の関連事例を確認していきたい。先述したように『芸藩通志』編纂のため各町村から提出された資料の一つが吉田村や相合村の『国郡志御用ニ付下調書出帳』だったわけだが、旧広島市域すなわち広島府から提出された資料が文政5（1822）年に完成した『知新集』である。その『知新集』にも川通り餅の記述があり、毛利氏が現安芸高田市から現広島市中心部へ移動したことに伴い川通り餅の習俗も移動し、その後も存続した事実を伺えるわけだが、その形態について興味深い点がある。該当する記述を以下に挙げる。

十二月

朔日、川通り餅と唱へ赤小豆餅を売ありく、家々に買て神に供へいづれもくらふ¹³

川通り餅を食べる日として12月1日（旧暦）が挙げられていることは『芸藩通志』と同様だが、川通り餅を売り歩く情景が記述されていること、川通り餅が赤小豆を用いた餅であること、家で神に供えるといった情景はこれまで挙げてきた文献にはない記述である。『知新集』に描かれた情景はどれも現代広島では見られないものだが、特に川通り餅が小豆を用いた餅である点に注目したい。なぜならば現在亀屋によって販売されている川通り餅の求肥に胡桃を加え黄粉をまぶした形態とは異なるからである。なお近年出版された広島県生菓子工業会『城下町ひろしまのお菓子』（広島県生菓子工業会 平成25）には川通り餅の項目が設けられ¹⁴『芸藩通志』の膝塗餅を挙げ、『知新集』も参考文献として用いられているが、赤小豆餅、もしくは小豆を用いるといった形態には言及されていない。たいした差異ではないとする見解もあろうが、これは川通り餅を考える上で重要なポイントである。というのもそもそも川通り餅には旧暦「12月1日」という日に「小豆」を食べることが重要と考えられる節があるからである。これについては「4・川通り餅についての考察Ⅰ——12月1日に食べる餅との関係について——」で後述する。

さて川通り餅に関する具体的な情景を伺える文献といえば『知新集』のほかにも熊見曲水

「川通り餅の故事」(『尚古』第 1 年 第 4 号 明治42年) も見逃しがたい。

賀茂百樹君から承れば防州でもこの風は行はれ川たり餅、川わたり餅と唱へて居るさうであります。また後から承れば長州でも同じことが行れて居ますとの事。又た備後地方では、芸藩通志に書いてある一名膝塗餅と称へて、牡丹餅を食ふさうであります。江戸では、天保年中から弟児の餅を食ふことは止んだと社会事彙に載せてありますが、私の祖父が四十年前の話では、近頃江戸にも川通り餅を売のを見たと言つて居りました。尤も芸藩の屋敷内では、広島人が多いので御小人の族が十二月朔日川通り餅を叫んで売のことは前からの事でありませう¹⁵。

先ほど川通り餅が小豆を用いた餅であることに触れたが、備後地方で川通り餅の別名とされる膝塗餅においても、小豆を用いたことを示す牡丹餅という名称で記されていることに注目したい。また文中にある弟児の餅については後述するが、それに関連し、江戸という広島以外の場所でも川通り餅をみかけると記されていることも、重要な点となるので押さえておきたい。なお備後地方の事例については、幕府の屋代弘賢より諸国に各地の風俗についての照会があった際、菅茶山が回答した『備後国福山領風俗問状答』の記述が参考になるので以下に挙げる。赤小豆を使用した餅の形態を伺うことができる。

朔日を乙子の朔日と申候て、早朝、餅・團子類に赤小豆をつけ用ゐ申候。是を川ひたりと申家も有之、多くは膝ぬりとも申候。當月川へこけ込候を忌み、寒を凌ぎ、年とりの用を調べ候を達者にせよと祝ふ事によしに申候¹⁶

川通り餅が現在の安芸高田市に由来することは確認したとおりだが、広島市中心部に伝播したことに関し二文字屋の存在に触れておく必要がある。昭和 9 年、及川儀右衛門(大溪)が広島の昔話を集めた『芸備今昔話』の「五十九、川通り餅と鑽石の由来」に以下のような記述がある。

それから靈石は相模宮崎八幡宮に奉納せられ、吉田一帯にかけて川通り餅をつくる風が起り、水難よけとして家々にくばることが行はれたが、毛利輝元が広島城に移るに及び、この風は広島にひろがり、藩侯の御用菓子屋である本川筋の二文字屋が命をうけ、川通り餅をつくつて極月朔日に御家中筋に配つたもので、それが一般町家の風となつた¹⁷。

毛利師親の子孫が毛利元就で、毛利元就の孫が毛利輝元である。その輝元の移動に伴い川

通り餅の風習が現広島市中心部に拡大した後、二文字屋の製造した川通り餅が旧暦12月1日に家中へ配られるようになり、その風習が民間へ広がることになったという説明である。小都も『広島県大百科事典』でこれと同様の説明をしており、それに加え大正末ごろまで「川ぞうりもち」と呼び流して町々を売り歩いたこと、そして輝元が萩に移ってからは萩でもこの風習が行われたことを記している¹⁸。

この二文字屋は『知新集』巻1「菓子師」の項にある「二文字屋源右衛門 横町」の二文字屋のことで、広島では広島藩の御用菓子屋を務めた家として歴史に名を残している。『知新集』巻2の「横町」の旧家名家に「二文字屋源右衛門」の項があるので下に記す。

初代新屋甚右衛門（是より前素姓詳ならず、寶永【寛永ノ誤カ】の繪圖に甚右衛門と有、承應の繪圖ニ新屋甚右衛門と有）二代目仁左衛門 三代目長兵衛 この三代小間物を商ふ、四代目源右衛門家名二文字屋と改菓子を製し家産とす、以後代々は是を業とし御用を蒙る、五代目源右衛門居町年寄役ヲ勤む、六代目源右衛門居町組頭役を勤、七代目源右衛門（養子）居町年寄を勤、八代目今の源右衛門なり（養子）居町年寄役を勤む、文化二年丑十二月菓子類御用久しく出精せる由を以て年頭御目見仰付らる、以来町年寄の筆上に列せらる¹⁹

川通り餅の製造を二文字屋が受け持ったという記述は確認できないうえ、そもそも毛利家の祖先に由来する風習である川通り餅を浅野家の関係者がどう考えたのかという問題もあるが、上記来歴を持つ二文字屋が川通り餅を家中に配るようになり、その風習が民間に広まったという伝承が存在したことをおさえておきたい。なお『知新集』では初代の新屋甚右衛門以前の素性がはっきりしないとあるが、『城下町ひろしまのお菓子』では広島市役所『第十五回市勢一斑』（昭和6）の記述をひき、和歌山から広島に移動した浅野侯に付き従い横町に居住したとの説明が加えられている。

以上、川通り餅についての考察を加えるに必要な文献や記述を確認したが、ここで付随する事例として三次に伝わる伝承について触れておきたい。住田秀雄『三次町の民俗——歴史と民俗——』（昭和55?）²⁰によると三次にも12月1日に川通り餅を売り歩く習慣があり、餅自体は餅に煮小豆を塗った形態だったという²¹。しかし川通り餅の故事については『芸藩通史』や『国郡志御用ニ付下調書出帳』（吉田村）（相合村）の伝えるものとは違ったものが伝承されている。その伝承を以下に挙げる。

鳳源院様が御江戸表へご参勤され、その帰路十二月一日、関東で愛津とかいうところをご通行の時、大洪水でご通行ができず、休まれていた時、家主たちが丸団子に煮小豆を塗っ

て差上げたところ大変に喜ばれたという。その後、三次町へお帰りになって家中一同へこの話があったので、家中の者は懇情の程を感心したという。それから毎年ご家中方には餅をつき、極月一日に川通り餅のしきたりを怠らないようにしたという。その後は当日餅屋へ誂えたという。その後、次第に勝手に売出すようになった。そういういわれから極月一日には、川通り餅とって町内、町内は大繁盛で沢山売り歩いたという²²。

鳳源院様とは三次藩初代藩主浅野長治のことで、父である長晟と先祖代々の菩提を弔うため建立した鳳源院に由来する名称である。伝承に毛利氏の毛利師親ではなく浅野氏の浅野長晟が登場している点が特徴的だがこれには注意が必要である。なぜなら祭礼において儉約を守る祭日ニシメといったしきたりをはじめ、三次には色々な事象の始まりを長治の業績として仮託する傾向があるからである。それ以外にも検討の必要な事例ではあるため、本稿では参考事例として挙げるにとどめることとする。

3. 川通り餅についての考察 I —— 霊石について ——

川通り餅について考察を加えるにあたり、以下三点の文献に注目したい。一点目が及川儀右衛門「川通り餅と鏡石の由来」(『芸備今昔話』一誠社 昭和9)、二点目が及川大溪「行事篇」(『芸備の伝承』国書刊行会 昭和48)、三点目が前項でも挙げた熊見曲水「川通り餅の故事」(『尚古』第1年第4号 明治42)である。なお及川大溪と及川儀右衛門、熊見曲水と『高田郡誌』を著した熊見定次郎は同一人物である²³。

まず「川通り餅と鏡石の由来」だが、及川は『豊後国風土記』の田野里の口碑や『山城国風土記』逸文にある餅が白鳥に姿を変える話、さらには神功皇后に関する伝承を挙げながら、餅を石になぞらえる川通り餅の風習に分析を加えている。結論としては「不思議な現象を起こす石」という枠組みで事例を比較するにとどめており、及川の郷里岩手県江刺郡地方における自然に下駄の歯に挟まった石を持っていれば無盡・頼母子などの籤に必ずあたるという俗信をはじめ、愛媛県越智郡大島泊村の海辺にある産婦が祈ると奇験がある誕生石などの事例と共に鏡石を位置づけている。

続く「行事篇」においては今少し考察の度合いが深まっている。川通り餅の基本的な由緒を説き『芸藩通志』の「これを食へは水を涉りて倒れずといへり」を挙げたのち、以下の説明を書き添えている。

正月と田植をひかえて五、六月をつつしみの日とするは一般の風であり、ことに十二月に転ぶことは陸上ではもちろん水上では早く逝く基として、石見地方では深くこれを忌む。そ

れで山から木を背負うて帰るにも、常の月の半分位の量にして用心し、「師走蓑に正月笠」と称し、この季に蓑、笠を新しく用意することを忌むのも、濡ることさへ嫌うことを意味するものか²⁴

及川の指摘は「倒れず」という記述に、現代人では考えにくい深刻な意味が秘められている可能性を示している。というのも「陸上はもちろん水上で転ぶと早く死んでしまう」との俗信を念頭におくと、川通り餅の「これを食へは水を涉りて倒れずといへり」とは単に水難を回避するという意味以上に、命を縮める行為を予防するという極めて重要な意味が生じるからである。一方、熊見は「川通り餅の故事」において、石になぞらえて餅を食べる理由として、それとは違う見解を挙げているので以下に紹介する。

私の察する所では、水に轉ぶのは、多く石の爲めであれば、小石の形に餅を作りて、先づ之を食ひ、呑みつぶして置くの意が、兎に角、この通り、十二月朔日に餅を食ふときは、水難を免るゝといふことは（後略）²⁵

石によって転倒するケースが多いので、その石にみたてた餅を食し予め危機を減ずるといった考えは興味深い。これら及川と熊見の指摘を踏まえると、この「倒れず」という表現は検討の余地があると思われる。

さて熊見は同稿で非常に重大な問題を提起している。その箇所を以下に挙げる。

去る十二月の末から、今年の初め一週間余り、高田郡へ郡志材料取調べの爲め出遊致しましたから、吉田町の清神社並に丹比村大字桐合宮崎八幡宮の神官波多野氏へ去る二日尋ね行きまして、件の師親が八幡社へ納めたといふ靈石を拝見しやうと求めましたら、波多野氏は、心易く許諾されまして、外の宝物と一緒に出して見せられました。私は木筆で、その石を定規に雑記帖の中へ写しました。その更に写しかへましたのは、この通りであります。（靈石図を広げて示す）通志には、石一つとありますが、実際は二つでありまして、一つは豎三寸ばかり、幅二寸五分、厚さ一寸八分位で、茶褐色の大小線が二三条付いた奇石、又た一つは、二寸三分径、厚さ一寸三分位で、円形で、殆んど牡丹餅の様であります。其箱の蓋には、

靈石略記

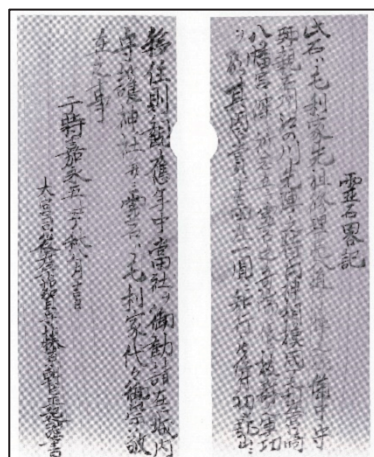
此石は毛利家先祖修理亮入道了禪（即ち時親を指す）之孫（是は曾孫の誤り）備中守師親、石州江の川先陣之時、氏神相模国毛利庄宮崎八幡宮へ深祈念在て靈石之奇瑞に依て拔群の軍功を顕し其恩賞に、吉田庄一円に知行被仰付、初て郡山に移住（曾父時親の時から、已

に吉田に城いて居たが、此時改めて知行を得たのであります), 則観応年中, 当社を勧請在て, 城内守護神社並に靈石は毛利家代々崇在之事

于時嘉永五壬子秋八月吉日

大宮司従五位加賀守藤原朝臣上超謹書

と書いてあります。此様な大きな且つ美しい石が、帯へ掛るとは、急流の為であらうが、余り不思議さに、八幡宮を其故国相模国から勧請し、石を神殿に納め、祈念としたのでありまじやう。が、こゝに芸藩通志と比べて見ると、更に餅の事に関係がないのが不審であります²⁶。



霊石略記
(P24 吉田町歴史民俗資料館
『中世吉田の信仰展』平成5)

ここで気になるのが「通志には、石一つとありますが、実際は二つでありまして」という熊見の言である。なぜなら令和3年10月現在、安芸高田市歴史民俗博物館に展示される鏡石は1つであり、熊見の証言と食い違っているからである。

熊見によるとそのうちの一つが「縦三寸ばかり、幅二寸五分、厚さ一寸八分位で、茶褐色の大小線が二三条付いた奇石」、もう一つが「二寸三分径、厚さ一寸三分位で、円形で、殆んど牡丹餅の様」とあるので、一寸を約3cm一分を約3mmとして寸法を換算すると、「縦約9cm、横約7.5cm、厚さ約5.4cmの大小の茶褐色が2～3本ついた石」と「直径約7cm、厚さ4cmの円形で牡丹餅のような石」となる。

こうなると気になるのが熊見の証言にある2つの霊石と、安芸高田市歴史民俗博物館に展示されている鏡石の関係である。文中に「霊石図を広げて示す」とある霊石図は掲載されていないものの、吉田町歴史民俗資料館『収蔵品展』(吉田町歴史民俗資料館 平成10)によると鏡石の直径は6.5～6.8cmとある。展示されている鏡石が、熊見の見た霊石のうちの一つであるとするならば、現在安芸高田市歴史民俗博物館で展示されている鏡石は、熊見の見た2つの石のうち後者「直径約7cm、厚さ4cmの円形で牡丹餅のような石」ということになる。

「川通り餅の故事」は明治42(1909)年のものであるから、熊見が正しければ『国郡志御用ニ付下調書出帳』(吉田村)『芸藩通志』に記載のある川通り餅の由来となった霊石は、明治末時点で2個存在していたことになる。では「縦約9cm、横約7.5cm、厚さ約5.4cmの大小の茶褐色が2～3本ついた石」は一体どうなってしまったのかというと、令和3(2021)

年10月時点、その所在は明らかではない。これに関して少々気になるのが「大小の茶褐色が2～3本ついた石」という記述である。というのも茶褐色という色は置いておくとして、2～3本の線と言うデザインは広島藩の旗印でもあった三つ引を連想させるからである。当地には毛利家の拠点であったという歴史的事実に基づく気風があり、浅野家に対する独特の心情が存在することは『高田郡誌』²⁷だけでなく、筆者も実際に接した経験がある。だからといって霊石が破却されたと結論付けるのは早計だが、少なくとも「熊見の見た霊石のうち1つが行方不明であること」、「その石には2～3本の茶褐色があること」「2～3本というデザインは広島藩の三つ引を連想させること」は事実として指摘しておきたい。

こうなると「石一つ浮上りて師親の鎧にかゝる何心なく取捨けるに終に三度に及びぬれは」という『国郡志御用ニ付下調書出帳』（吉田村）の記述にも気になる点が出てくる。霊石が現在確認できる鎧石1個だけであれば、師親が浮かび上がってきた石を拾って捨てたものの、不思議な現象が3回も続いたので霊石として拾い上げた…として理解すればよい。しかし霊石が1個でないのであれば、この3度という記述も複数の石が浮かび上がってきた可能性を考える必要が出てくる。ちなみに『芸藩通志』は「江の川を渡る時、石一つ帯に止る」、すなわち回数は記載せず本来浮かぶことのない石が浮かび上がったこと、その石が鎧ではなく帯にとまった…という、『国郡志御用ニ付下調書出帳』（吉田村）とは異なる記述となっているが、これ以上の考察は他日に譲ることとする。

4. 川通り餅についての考察Ⅰ——12月1日に食べる餅との関係について——

川通り餅が旧暦12月1日の年中行事であり、毛利師親の故事に基づく認識されていることは先に述べた。しかしこの認識は、師親の故事がそのまま変わることなく現在に至っているのではなく、別の要因が関与し変遷を経た可能性を考える必要がある。考察の端緒として『高田郡誌』の記述を挙げる。

然れども此戦は、正平五年八月二十五日（太平記）にして、伝ふる所は貞治五年十二月朔日なりと云へば年月日相違す疑ふべし²⁸

『高田郡誌』は『太平記』を参照し、師親に奇瑞の起きたとされる戦の日付を12月1日ではなく8月25日であると指摘、その差異を訝しんでいる。本稿冒頭で現在は戦の年が貞治5年（1366）ではなく西暦1350年を指す正平5年・観応元年と考えられていることに触れたが、日付についても問題点が指摘されていることを押さえておきたい。

この変遷を些細なものとも考えることも可能だが、これが旧暦12月1日という日になってい

る以上、それを些細なものに見逃すことはできない。なぜならば旧暦12月1日は多くの地域において水難を避けるため、餅をはじめとする食物を口にする風習が存在しているからである。熊見曲水が「川通り餅の故事」で指摘する箇所を以下に挙げる。

江戸では、天保年中から弟児の餅を食ふことは止んだと社会事彙に載せてありますが、私の祖父が四十年前の話しでは、近頃江戸にも川通り餅を売るのを見たと言つて居りました。【中略】(この談話後、会員加藤龍次郎君は、余は埼玉県のものであるが、我県でも、現在十二月朔日に種々の餅団子を食ふ風俗がありて、川ぞうり餅と称へて居ると云はれたり【※筆者注：この箇所については後に熊見本人が「川ぞうり餅」ではなく「川渡り餅」だったと訂正している】要するに、川通り餅は乃ち弟児の餅と同一で、川を渉るに、転はぬ餅と古くから武人の間に行はれた者でありまじやう²⁹。

旧暦12月1日に食べる弟児の餅の風俗が、天保年間から衰退したことを指摘したうえで、広島川通り餅の類例として埼玉県の川渡り餅を挙げ、川通り餅は弟児の餅と同じ存在であると結論付けている。なお熊見は『高田郡誌』でも似たような指摘を加えている。

関東には十二月朔日、乙子の餅を食ひ水難を除くと云ふ習あり、こと相似たり³⁰

ここで弟児の餅、乙子の餅と呼称される旧暦12月1日に食される餅について、その存在を確認しておく。漢字による表記が一定しないものの「おとご」と読むのが一般的である。そしてこの「おとご」とは12月の別名であり、その朔日すなわち1日に餅を食べる習俗が広く存在することは民俗学をはじめ指摘されている事実である。呼称については既出の弟児の餅、乙子の餅以外に川通り餅、川渡り餅、川浸り餅、膝塗餅など様々なものが存在しているが、ここで『年中行事図説』の「川通り朔日」の項を挙げ基礎的理解を共有したい。

十二月一日は、一年の最後の朔日なので、乙子の節供、乙子の朔日などと呼ばれる。乙子(おとご)は末子の意味である。この日はまた川渡りの朔日・川浸りの朔日ともいつて、餅をついて水神に献じ、それを食べる風習がある。餅を川に投げたり、食べたりすると水難をまぬかれ、河童にとられることがないという³¹。

広島川通り餅では「師親に奇瑞を起こした霊石になぞらえた餅を食すこと」で「水難を避けることができる」というサイクルになっているが、『年中行事図説』で紹介されているものは「水神に献じた餅を食すこと」で「水難をさけることができる」サイクルになっている

ことがわかる。靈石による奇瑞を起こし、師親を勝利に導いたのが水神であるとみなすこともできようが、広島川の川通り餅の場合を他事例と比較した場合、水神という存在が姿を隠していることを確認できる。

なお「水難をさけること」について鈴木棠三は「この日に餅を祝食すいわれとして、水難をまぬがれるためといっている所が多いのは、水難に関係の少ない季節であるため、理由を解しがたいが」³²と疑義を呈しているものの、12月は6月と同じ祭事を繰り返すことが多い事実を挙げながら、川祭の日としての信仰に関連する効果であると指摘を加えている。そして鈴木は十二月一日の水神祭にちなみ、川渡り、川飛び、川入りなど川に関連した行事が各地で行われているとも指摘しているが、そのあたりの事情を説明した箇所を以下に挙げる³³。

十二月一日を川浸りの朔日などという風は、関東およびその近接地方にあり、その日の餅をカビタレモチ、川流れの餅などというから、その俗信が乙子の餅に結び付いたものである。だいたい、東国の川浸りの朔日に対して、西国で乙子の朔日という傾向が見られる。

ここで話を広島に戻し、広島県東部の膝塗餅を挙げ小豆について注意を払いたい。『年中行事図説』は、中国地方には12月1日に食物を膝に塗る風習があることを指摘し、広島県東部ではこれを膝塗と呼ぶことを紹介している。『芸藩通史』で膝塗餅が川通り餅の別名として記されているのは先述した通りだが、その名称は赤小豆をつけた餅を膝に置きその後、食していたことに基づくものである。この膝塗餅はもちろん、広島県西部の川通り餅についても小豆を用いることが重要と考えられるのである。

12月1日に水難を避けるために特定の食品（餅・餡を用いた餅・草餅・粥・赤飯・茄子・芋飯など）を食す行為は広く行われているが、その中でも小豆から作る餡を用いた餅の存在は大いに注目する必要がある。小豆は日本に古来より存在し、摂取することで便秘解消・貧血予防・冷え性改善・高血圧予防などの健康効果が期待できるといわれる穀物である。中でも冷え性予防などは冬に適した滋養効果だが、それ以上に小豆には魔よけ・邪気払い・神仏に敬意を払うといった意義があると考えられていた点は見逃し難い。

それらの意義を現代日本において容易にイメージできるのが、春と秋の彼岸の折に供え食す「おはぎ」「ぼたもち」である。春分の日・秋分の日を中日にした前後3日間、計7日ずつが彼岸の期間とされるが、この折に作られる小豆のお餅は、それぞれの季節に咲く牡丹と萩の花になぞらえ、春はぼたもち、秋はおはぎと呼ばれている。日本における彼岸では先祖供養や墓参りが行われるが「おはぎ」「ぼたもち」は、まさに仏や祖霊への敬意の現れ、魔よけや邪気を払う実例として好例である。

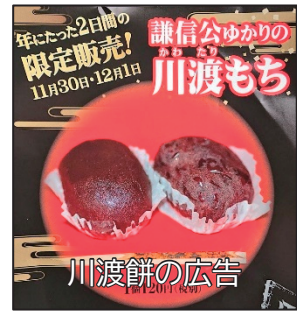
ちなみに原材料となる小豆は新暦でいうと4～6月頃に種をまき9～11月頃に収穫する作

物であり、旧暦12月は新しく収穫した小豆を用い餡餅を作ることが可能となる時期でもあるから、12月1日に小豆を用いた餅を作り神へ供えるという行為は非常に意義深い。

小豆に関する例は全国的に少なくない。例えば北見俊男が『川の文化』（日本書籍 昭和56）で紹介する師走朔日の川渡り餅（千葉県君津郡）である³⁴。この地方では川浸り朔日すなわち12月1日に小豆を食べずに川を渡ることを戒めるといふ。そして小豆を食べないと水に流されるといふ、流されない為には小豆を鼻の先に付けてでも渡れといわれている事例も添えられている。

そのほかに鈴木棠三も、12月1日に餅について祝うという所が多いことを指摘し、和歌山市では白い餅と餡餅とを組みにしたものを乙子の餅とって販売していたこと、秋田県平鹿郡では小豆餅を乙子餅といい、これを食べると水難をまぬがれるといった事例を挙げている³⁵。

現代においても12月1日に小豆餅を食べる風習の定着している事例としては、新潟県上越市を中心とする上越地方における川渡り餅を挙げることができる。同地方では令和3年時点においても11月30日と12月1日に限定し各所で川渡り餅が販売されている。（右画像）高田市菓子組合の配布する「川渡餅由来」の説明を以下に挙げる。



高田地方に十二月一日初雪の早暁を破り「川渡餅ヤーイ餅ヤイ」と声も勇ましく売り歩く風習があります。此の起源は今を去ること約四〇〇年永禄四年（一五六一）、越後の上杉謙信公は甲斐の武田信玄公と年来の雌雄を決せんとして出陣し、千曲川をはさみ謙信は妻女山に信玄は八幡原に両軍五万余騎が対陣した時、謙信公、戦の前夜士卒に餅をくばり士気旺盛なる威力を以て折からの濃霧の中、川を渡り旧暦十月十日未明武田と激戦の末、勝を得た。以来春日山城下高田地方の住民は謙信公の戦勝と武勇にあやかる様、川をわたる前に食べた餅を十二月一日「川渡餅」と称して食べ心身の鍛練とする行事を残す様になりました

由来を一読すると広島川通り餅と似た構成になっていることがわかる。灵石は出てこないし毛利師親が上杉謙信になっているものの「武将が戦に勝利」「その勝利に関して餅を食べる」「餅を食べる日は12月1日」という点は共通している。また売り歩く形態も川通り餅と共通しており、これについては妙高市出身の英文学者金子健二の日記『川渡り餅やい餅やい：金子健二日記抄』（平成10）にその様子が詳述されている。

なお新潟県内の色々な場所に、この風習が残されていたことが分かっている。新潟県教育委

員会が県内民俗資料を緊急調査した報告書『新潟県の民俗——民俗資料緊急調査報告書——』にも大谷地（現三条市）の水神祭で川フタギ餅をつき水を使うところに供えることや、谷沢（現見附市）の川とび朔日ではボタ餅を作っていたことが記されている³⁶。

これらの事例を踏まえ現代の川通り餅を見ると「小豆を用いた餅であったこと」、「旧暦12月1日に水難を避けるため餅を食べる年中行事」といった民俗宗教としては核心的なものが失われているだけでなく、そうした事実が存在したことすら見逃されていることが分かる。

そのほか川通り餅と川渡り餅を比較した際、登場人物が「毛利師親」と「上杉謙信」、餅を食する遠因が「奇瑞を起こした靈石」と「配下に食べさせた餅」といった違いを指摘することができるが、共に戦の日付「8月25日」「10月10日」とは別に「12月1日」が設定されている点に留意せねばならない。なぜならばこの日付の設定から行事の変遷や沿革を予想することができるからである。

それは旧暦12月1日の習俗が行われていく過程において、様々な伝承や故事が習合した可能性である。広島川通り餅を例に挙げれば「毛利師親の故事」と「旧暦12月1日に餅を食べる風習」が別々に存在していたが、「旧暦12月1日に餅を食べる風習」が展開されていく中で「毛利師親の故事」を取り込んだのではないかということである。もし逆に「毛利師親の故事」が「旧暦12月1日に餅を食べる風習」を取り込んだのであれば、餅を食べる日付は戦のあった8月25日になっていてもよいのではないと思われる。

これは熊見が靈石に添えられた靈石略記を見て「芸藩通志と比べて見ると、更に餅の事に関係がないのが不審であります³⁷」と指摘した内容とも重なる。熊見の指摘は、宮崎神社に伝来し現在安芸高田市歴史民俗博物館に展示される靈石略記に毛利師親の故事が記されているが、餅のことは記されていない点に注目したものである。もし「毛利師親の故事」と「旧暦12月1日に餅を食べる風習」が元々別の存在であり、靈石略記が習合前の認識を引継ぎ記されたものであるなら、熊見の指摘は的を射ていると言えよう。

なお新潟と広島の関係については全く関係がないわけではない。川通り餅の故事にある毛利師親は曾祖父である時親と共に北朝側として、南朝側に立った祖父の貞親と父の親衡と対立をしていた経歴を持つが、一族の活躍した地が越後国南条（新潟県柏崎市）、すなわち川渡り餅の習俗が残る上越市の隣なのである。越後国の毛利経光を祖とする越後毛利氏の支流が安芸毛利氏なので、広島との関係や上杉謙信が登場する意味を掘り下げると興味深い展開が予想されるが、本稿の主眼とする点から外れるためここでは触れないこととする。

5. む す び

私の八九歳ばかりの時でありました。母へ川通り餅は何の爲の食ふのかと尋ねますと、母

がいひますに、是れは昔し或る武者が、十二月朔日朝の出陣に、餅を食ふて出たところが、深い大きい川を渉るのに轉ばなかつたのみならず、先登第一の軍功を立てた。それより以来十二月朔日に餅を食へば、川に倒れない、運勢がよいといふことに云ひ傳へることゝなつた様子ぢやとの事、私はこれを聞いて喜び、年々この旨い川通り餅を食ふのを樂みに致して居りました³⁸。

これは熊見のエピソードだが、川通り餅が広島歴史と共にあったことを示す好例ではなからうか。本稿はその川通り餅に対し考察を加えてきたわけだが、その中で「ももとの形態が現在の亀屋が作るきな粉をまぶした餅ではなく小豆を用いた餅であったこと」、「小豆を用いることは12月1日という日に水難を避ける習俗と密接な関係を持っていたこと」を指摘し、現代の伝承が「12月1日に餅を食べる習俗」が「毛利師親の故事」を取り込み習合して形成された可能性があることを示した。そして考察過程で紹介した霊石が2個存在したという証言や各地の類似事例などの事例等は、今後川通り餅を考える際の材料としては意義深いものになると考える。

しかし本稿の意図は、そうした郷土に愛されてきた民俗宗教の一事例に対しいたずらに批判を加えることにない。様々な変遷を経て現代に至る川通り餅の沿革や、その認識を構成する要素を見つめ直したうえで、郷土文化を再評価し将来の文化の在り方を考えることにある。

例えば亀屋の川通り餅は餡餅でもなければ12月1日の形跡もとどめておらず、本来の川通り餅とは様々な差異が認められる存在である。とはいえ広島で廃れていた川通り餅を復活させようと努力した結果の商品であり、その努力は功績として評価されるべきである。しかしその一方、広島歴史や文化を受け継ごうとする人間は、現在の川通り餅を古来からの川通り餅と同じ存在であると考えたり主張してはなるまい。最低限の作法として12月1日に存在した水難除けの習俗を知ったうえで、その習俗に関連し小豆を用いた餅に込められた思いを指摘し、師親の故事や歴史的な経緯を語る必要があろう。熊見が「食ふのを樂み」にしていた川通り餅は、現代広島の川通り餅と同じものではないのだから。

広島が原子爆弾によって、歴史と人命を奪われた都市であることは言をまたない。この川通り餅をめぐる流れを改めて見た際、そこに原子爆弾の爪痕を感じるといっても過言ではあるまい。なぜならば人口は100万を超え、政令指定都市として成長を続けるこの都市で、本稿の展開してきた向きの論考や指摘が70数年なされていない状況は異常ともいえるからである。広島市では「原爆で古いものはなくなった」といった言を耳にすることが少なくない。原爆の炎が歴史遺産と人命を灰燼に帰したことは事実だが、現時点においても遡及可能な事実や事例は少なくない。「原爆で古いものはなくなった」という言葉に胡坐をかくのではなく、残されたものを大切にし見つけていくことの重要性を「川通り餅」の事例は象徴しているので

はなかるうか。

註

- 1 広島県立文書館が平成26（2014）年の9月4日～10月25日に開催した「郷土史研究家・収集家たちの遺した資料」の頁4に小都勇二についての説明がある。「高田郡吉田町（現芸高田市吉田）在住の郷土史研究家。中国新聞社に勤める傍ら、昭和六年（一九三一）に吉田郷土史調査会を結成し、郷土史研究に心血を注いだ」そして昭和47～56年に著された『高田郡史』は事実上、小都の単著に近いものであったことが記されている。
- 2 頁298～299 中国新聞社『広島県大百科事典 上』中国新聞社 昭和57
- 3 株式会社亀屋のホームページ（<https://www.kawadorimochi.com/>）最終確認日：令和3（2021）年10月6日
- 4 頁72 頼杏坪『芸藩通志（復刻版）第1巻』芸藩通志刊行会 昭和42
- 5 頁32 熊見曲水「川通り餅の故事」（『尚古』第1年 第4号 明治42）
- 6 頁87 熊見定次郎『復刻 高田郡志』（芸備郷土誌刊行会 昭和47 ※元版は高田郡役所 大正2）「然れども此戦は、正平五年八月二十五日（太平記）にして、伝ふる所は貞治五年十二月朔日なりと云へば年月日相違す疑ふべし（関東には十二月朔日、乙子の餅を食ひ水難を除くと云ふ習あり、こと相似たり）」此風は維新後まで行はれ今は断えたり」
- 7 『芸藩通志』編集の関わるにも関わらず文献名に「国郡志」の名称が付されているのは、『芸藩通志』の名称が完成時の文政8年（1825年）に付けられたもので、それまでは『国郡志』と呼ばれていたからである。この修史事業は寛文3（1663）年に黒川道祐が編纂した『芸備国郡志』の改定・増補を目的に開始されたものなので、当初から『芸藩通志』という名称が存在していたわけではない。
- 8 頁100 高田郡史編纂委員会『高田郡史 資料編』高田郡町村会 昭和56
- 9 頁40 『陰徳太平記 上』（芸備風土研究会 昭和48）「此時師親一人は、將軍方に随従し、観応元年に、石見国佐波善四郎が直冬に一味せしかば、退治として、高越後守師泰、石州へ下りけるに、師親相従つて、毛利少輔太郎と名乗つて、江の川を一番に乗渡り、青杉、丸屋鼓之崎、三の城を攻め落し給ふ、其勲功の賞に、吉田庄三千貫全く賜はり、師直、師泰誅伐の後は、山名時氏の手へ属して、元春と改名す」
- 10 頁166 高田郡史編纂委員会『高田郡史 資料編』高田郡町村会 昭和56
- 11 頁32, 75 吉田町歴史民俗資料館『収蔵品展』吉田町歴史民俗資料館 平成10
- 12 頁5「御承知 川通り餅由来記録」（『吉田温故』22 昭和12）にある記述が「なほ師親公の鐙にかゝつたといふ靈石は今に宮崎神社（高田郡丹比村）の社寶であり現在は吉田の郷社清神社に保管されてゐる」、頁211 及川大溪『芸備の伝承』にある記述が「今このれ鐙石は吉田の清神社にうつされ、径二寸五、六分、表に「八幡宮」、裏に「牛頭天王」と墨書の跡をとどめている」
- 13 頁22 広島市役所『新修広島市史 第6巻』広島市役所 昭和34
- 14 頁105～107 広島県生菓子工業会『城下町ひろしまのお菓子』広島県生菓子工業会 平成25
- 15 頁34～35 熊見曲水「川通り餅の故事」（『尚古』第1年 第4号 明治42）
- 16 頁720 『日本庶民生活史料集成 第9巻』三一書房 昭和44
- 17 頁195 及川儀右衛門『芸備今昔話』一誠社 昭和9
- 18 頁298～299 中国新聞社『広島県大百科事典 上』中国新聞社 昭和57
- 19 頁167 広島市役所『新修広島市史 第六巻』広島市役所 昭和34
- 20 住田秀雄『三次町の民俗——歴史と民俗——』は、同書編集後記によると本来三次市教育委員会から出版する予定であったが予算不足のため住田が自費出版をした経緯が記されている。脱稿時期として昭和53年が記されているが出版年月日は記されておらず、昭和55年という表記は広島県立図書館の所蔵データ（最終確認日：令和3年10月20日）によった。
- 21 頁145, 159 住田秀雄『三次町の民俗——歴史と民俗——』昭和55
- 22 頁159 住田秀雄『三次町の民俗——歴史と民俗——』昭和55
- 23 熊見定次郎『復刻 高田郡志』（芸備郷土誌刊行会 昭和47 ※元版は高田郡役所 大正2）の緒言に記載がある。
- 24 頁211 及川儀右衛門『芸備の伝承』国書刊行会 昭和48

- 25 頁34 熊見曲水「川通り餅の故事」(『尚古』第1年 第4号 明治42)
- 26 頁33 熊見曲水「川通り餅の故事」(『尚古』第1年 第4号 明治42)
- 27 頁66 熊見定次郎『復刻 高田郡志』(芸備郷土誌刊行会 昭和4)にある記述が根拠「古老或は昔時(藩政時代)の民情を語りて曰、當郡の民は毛利氏の盛時を慕ふの氣味ありて、備後國惠蘇、奴可、三次等諸郡農民の暴舉ある毎に早くも之に響應せしこと屢々ありと、是れ藩政の時、當郡は比較上貢租非常に厚かりしを以て、往々農民の憤怒を招きしならん、昔時毛利氏の兵は、四隣諸州の恐るゝ所にして其夫卒は毎戦必勝の意氣を負ひたり、後世此郡民は多分其後裔なれば、其餘風として他方の人民に比し、幾分か敵愾の氣象に富みたるものあらん、故に浅野氏の時も、時として不平の事ある毎に憤怒自ら禁ずる能はず」
- 28 頁87 熊見定次郎『復刻 高田郡志』芸備郷土誌刊行会 昭和47
- 29 頁35 熊見曲水「川通り餅の故事」(『尚古』第1年 第4号 明治42)
- 30 頁87 熊見定次郎『復刻 高田郡志』芸備郷土誌刊行会 昭和47
- 31 頁246 民俗学研究所編『年中行事図説』岩崎書店 昭和29
- 32 頁659 鈴木棠三『日本年中行事事典』角川書店 昭和52
- 33 頁659 鈴木棠三『日本年中行事事典』角川書店 昭和52
- 34 頁142~143 北見俊夫『川の文化』日本書籍 昭和56
- 35 頁659 鈴木棠三『日本年中行事事典』角川書店 昭和52
- 36 頁386, 388 新潟県教育委員会『新潟県文化財年報第5集 新潟県の民俗 ——民俗資料緊急調査報告書——』昭和40
- 37 頁33 熊見曲水「川通り餅の故事」(『尚古』第1年 第4号 明治42)
- 38 頁31 熊見曲水「川通り餅の故事」(『尚古』第1年 第4号 明治42)

Summary

Consideration about Kawadori Mochi

— memories and history lost in modern Hiroshima —

Gouichi Nakamichi

At present, many people in Hiroshima and other areas of Hiroshima Prefecture think of Kawadori Mochi, which is produced and sold by Kameya Co. (Higashi Ward, Hiroshima City). Kameya's Kawadori Mochi is a Japanese confectionery made of gyuhi with walnuts and sprinkled with soybean flour, and is readily available throughout the year at various facilities including department stores, train stations, and airports. However, few people know that Kameya's Kawadori Mochi is a new or improved version of the Kawadori Mochi that existed in Hiroshima in the past. Even fewer people know that the original Kawadori Mochi was made with red beans and that it was customary to eat it on December 1st.

In addition, the stone that is said to be the origin of Kawadori Mochi, and the related folklore, have been pointed out to be different from what is generally circulated and recognized today, but this too is not well known. For example, the stirrup stone displayed at the Aki Takada City Museum of History and Folklore as a stone that caused strange phenomena has been neglected to this day, despite the fact that another sacred stone was shown to exist during the Meiji period. In addition, it has been pointed out since the Edo period that there is a relationship with the custom of eating rice cakes on the first day of the twelfth month of the lunar calendar to avoid water disasters.

In this paper, I have examined the Kawadori Mochi from the perspective of folk religion research, and I have been conscious of carefully checking the folklore and various documents related to Kawadori Mochi (such as “Kokugunshi Goyou ni Tsuki Shitashirabe Kakidashichou”, “Geihan Tsuushi”, “Chishinshu”, etc.). By confirming and discussing the points and issues raised in the previous studies by Kumami Kyokusui (Sadajiro) and Oikawa Taikei (Giemon), I was able to draw a rough history of the area up to the present day.